

# 家畜衛生だより 平成27年10月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所

東牟婁支所

電話 0735-58-1481

## 養鶏農家のみなさまへ

### ☆近隣諸国で鳥インフルエンザが発生しています！！

現在、近隣諸国で鳥インフルエンザが発生しています。いつ日本へ入って来てもおかしくない状況ですので、次の点に気を付けてさらなる防疫強化を心がけてください。

#### 1) 人・物による農場へのウイルスの持込を防止しましょう

- ・ 鶏舎の出入り口に看板等を立てて関係者以外の立ち入りを制限しましょう。
- ・ 農場入口に車両消毒用に動力噴霧器を、また鶏舎出入り口に踏み込み消毒槽などの消毒設備を設置し、病原体の侵入を防ぎましょう。
- ・ 農場内は、石灰散布による消毒を行いましょう。

#### 2) 野生動物の侵入を防止しましょう

- ・ 野鳥が侵入しないように防鳥ネット（編み目は2cm以下）を設置しましょう。
- ・ ネズミや野鳥の侵入を防ぐため、鶏舎や防鳥ネットの破損箇所を修繕しましょう。
- ・ 殺鼠剤や忌避剤を活用し、ネズミ等の駆除を行いましょう。

#### 3) 鶏舎の衛生状態を確保しましょう

- ・ 定期的に鶏舎の清掃・消毒を行い、鶏舎をきれいに保ちましょう。

#### 4) 毎日、鶏を観察し、以下のような異常が見られた場合は直ちに家畜保健衛生所に連絡しましょう

- ・ 同じ鶏舎で、1日の鶏の死亡率が対象期間の平均死亡率の2倍以上になった場合

※対象期間：その日から遡って21日間。ただし死亡率を挙げる要因（気温の変化、伝染性疾病の発生、設備の故障など）が発生した日が含まれる場合は、その期間を除いての21日間です。

- ・ 5羽以上の鶏がまとまって死亡している、またはうずくまっている場合
  - ・ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈鬱、産卵率の低下などの症状が見られた場合
- 何か異常、質問等がありましたら最寄の家畜保健衛生所までお電話ください！